

発議第1号

富士市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定について

富士市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

提出者（富士市議会議員）	小池義治
賛成者（富士市議会議員）	一条義浩
〃（〃）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	山下いづみ
〃（〃）	笠井浩
〃（〃）	稲葉寿利

富士市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

（令和 年 月 日）  
（条例 第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、富士市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び議会への市民の信頼確保の必要性に鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合等における議員報酬及び期末手当の支給について、富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年富士市条例第58号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 富士市議会の定例会及び臨時会の会議

イ 富士市議会委員会条例（昭和41年富士市条例第61号）に基づき設置された委員会の会議

ウ 富士市議会会議規則（昭和41年富士市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第154条の規定に基づき設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場

エ 会議規則第155条第1項に規定する議員の派遣

オ 会議規則第95条に規定する委員の派遣

(2) 長期欠席 議員が疾病その他の理由により、90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなったことをいう。

（長期欠席に係る届出）

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、書面により速やかにその旨を議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、代理人が届け出ることができるものとする。

2 議員は、前項の規定による届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、書面により速やかにその旨を議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができるものとする。

（議員報酬の減額）

第4条 議員が長期欠席をした場合の議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条の規定により受けるべき議員報酬の額から、市議会の会議等を欠席した日から同日以後の最初に市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）の区分に応じて、当該議員報酬の額に次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間の区分	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の30
180日を超え365日以下であるとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の100

2 前項の規定は、長期欠席の状態に該当するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）までの議員報酬について適用する。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、欠席期間の区分が切り替わる日を含む月があるときは、その月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から切り替え後の欠席期間の区分に応じた減額割合を適用する。

（期末手当の減額）

第5条 基準日（6月1日及び12月1日をいう。以下この条、第8条第1項、第10条第1項及び第2項において同じ。）前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額して支給した月がある場合における期末手当の額は、議員報酬等条例第5条の規定により算出された期末手当の額から、欠席期間の区分に応じて、当該期末手当の額に前条第1項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 前項の規定により期末手当を減額して支給する場合において、基準日前6月以内の期間に異なる減額割合が適用されたときは、そのうち高い減額割合を適用する。

（適用除外）

第6条 次に掲げる事由により市議会の会議等を欠席したときは、当該欠席した期間は、欠席期間に含めないものとする。

(1) 富士市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年富士市条例第2号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害

(2) 議員の出産（会議規則第2条第2項（会議規則第81条において準用する場合を含む。）に規定する期間の範囲に係るものに限る。）

(3) その他議長が前2号に準ずると認める事由

(議員報酬の一時差止め)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日から当該処分を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）の議員報酬（第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額の議員報酬）の支給を一時差し止める。

2 前項の規定により支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより算出した額とする。

3 第1項に規定する議員報酬の一時差止めは、当該一時差止めの理由となった刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があった場合又は無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定した場合は、これを取り消し、支給を一時差し止められていた議員報酬は、その処分の日又は判決が確定した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。当該議員が議員の資格を失っているときも、同様とする。

(期末手当の一時差止め)

第8条 議員に、基準日以前6月以内の期間において逮捕等期間があり、かつ、当該基準日において、なおその判決が確定していないときは、期末手当（第5条の規定の適用がある場合には、その適用後の額の期末手当）の支給を一時差し止める。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(議員報酬の不支給)

第9条 議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の議員報酬（第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額の議員報酬）は支給しない。この場合において、当該議員報酬のうち既に支給した額があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

(1) 刑事事件に関して有罪判決が確定した場合 逮捕等期間

(2) 刑事事件の刑の執行として収容された場合 収容された期間

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を受けた場合 出席停止期間

2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、各月における前項各号に定める期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより算出した額とする。

(期末手当の不支給)

第10条 議員に、基準日以前6月以内の期間において、前条第1項第1号及び第2号の規定により議員報酬を支給しないこととした期間があるときは、当該基準日に係る期末手当（第5条の規

定の適用がある場合には、その適用後の額の期末手当)は支給しない。この場合において、当該期末手当のうち既に支給した額があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

2 基準日以前6月以内の期間において、前条第1項第3号の規定により議員報酬を支給しないこととした期間があるときは、当該期間の日数に応じて、当該基準日以前6月の期間の現日数を基礎として日割りにより算出した額の期末手当(第5条の規定の適用がある場合には、その適用後の額の期末手当)は支給しない。この場合において、当該期末手当のうち既に支給した額があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

(端数計算)

第11条 この条例の規定により議員の議員報酬又は期末手当の額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



令和6年2月15日

富士市議会

議長 小池智明様

提出者（富士市議会議員）	小池義治
賛成者（富士市議会議員）	一条義浩
〃（〃）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	山下いづみ
〃（〃）	笠井浩
〃（〃）	稲葉寿利

#### 富士市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

#### （提案理由）

富士市議会議員の職責及び議会への市民の信頼確保の必要性に鑑み、富士市議会議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合等における議員報酬及び期末手当の支給について、その額の減額、支給の一時差止め及び不支給とするため、本条例を制定する。